

計画作成年度	令和3年度
計画主体	静岡県伊豆市

伊豆市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 伊豆市産業部農林水産課
所在地 〒410-2114 静岡県伊豆市小立野 24-1
電話番号 0558-72-9893
FAX番号 0558-72-9909
メールアドレス ringyo@city.izu.shizuoka.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、カワウ
計画期間	令和4年度 ～ 令和6年度
対象地域	伊豆市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画を作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		金額（千円）	面積（a）
ニホンジカ	米	1,420	110
	野菜	5,360	120
	果樹	1,370	45
	いも類	730	17
	工芸作物	0	0
	飼料作物	0	0
	豆類	30	1
	麦類	0	0
	その他	80	77
	ワサビ	6,290	12
	シイタケ原木林	5,820	207
	小 計	21,100	589
	シイタケ	6,750	-
	合 計	27,850	589
イノシシ	米	1,630	130
	野菜	3,600	80
	果樹	1,210	40
	いも類	2,450	60
	工芸作物	0	0
	飼料作物	0	0
	豆類	0	0
	麦類	0	0
	その他	140	140
	ワサビ	190	1
	シイタケ原木林	0	0
	小 計	9,220	451
	シイタケ	170	-
	合 計	9,390	451
カワウ	アユ等	42,000	-

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

①ニホンジカ

a. 生息状況

静岡県が実施する、糞粒法による生息密度調査（令和2年度）では、伊豆市を含む伊豆地域でのニホンジカの生息密度が約30頭/km²との結果が出ており、農林業被害への影響があまり大きくなり数値とされている生息密度（1～2頭/km²）や自然植生への影響が出ないといわれている生息密度（3～5頭/km²）に比べ、非常に大きい数値となっている。

同調査による伊豆地域の推定生息頭数は約 25,300 頭（令和2年度）と推測されているが、伊豆市における生息域は、人工林、天然林などの奥山に限らず、農地や人家に近い里山においても多くが生息していると推定される。

b. 被害の発生時期

水稻、野菜、果樹等の他、特産品のワサビ・シイタケにも被害は及んでおり、1年を通じて被害が発生している。

c. 被害の発生場所

生息域に一致する形で、里山付近に生息している個体が耕作地や人家付近に出没して、農作物への被害を発生させている。

また、国立公園などを含む奥山地域でも、樹皮剥ぎによる樹木の枯死、食害によるササ類の減少などが発生しており、生態系の変化はもとより、環境及び自然災害への影響が危惧されている。

d. 被害地域の増減傾向

侵入防止柵設置等の効果により被害額は減少傾向となっている地域もあるが、これまで被害のなかった地域でも発生が確認されており、市内全域に広がっている。

②イノシシ

a. 生息状況

環境省が実施した自然環境保全基礎調査によると、市内全域で生息が確認されている。

また、静岡県がまとめた出猟カレンダーによる生息確認状況では、生息分布域は拡大しているものと考えられる。

b. 被害の発生時期

水稻、野菜、果樹等の他、特産品のワサビ・シイタケにも被害は及んでおり、1年を通じて被害が発生しているが、特に水稻や根菜類の収穫時期である秋に被害が多い。

c. 被害の発生場所

里山付近の耕作地や人家周辺など、市全域において発生している。

d. 被害地域の増減傾向

年々、イノシシの捕獲頭数および集落からの被害報告の件数が増加してお

り、生息域と被害地域は拡大していると思われる。

③カワウ

a. 生息状況

狩野川漁業協同組合が実施した目視調査により、狩野川水系に約400～500羽の生息が確認されている。また、静岡県が実施しているカワウ生息実態調査（令和2年度）では、東部地域に「ねぐら」が7箇所、「コロニー」が3箇所存在し、生息数についても、夏季で約1,000羽、冬季で約700羽が生息しているとの結果が出ている。

b. 被害の発生時期

3～5月に実施されるアユの放流時期に相当数が捕食され、その他アマゴ、ウグイ、オイカワ、コイ、フナ、ニジマス、うなぎ等に被害が及んでおり、通年で被害が発生している。

c. 被害の発生場所

狩野川水系全域において発生している。

d. 被害地域の増減傾向

狩野川のカワウが多く出没しているエリアは特定猟具（銃）使用禁止区域のため、捕獲による対策が進まず、被害は増加している。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和元年度）		目標値（令和6年度）	
	被害金額 （千円）	被害面積 （ha）	被害金額 （千円）	被害面積 （ha）
ニホンジカ	27,850千円	5.9ha	22,280千円	4.7ha
イノシシ	9,390千円	4.5ha	7,512千円	3.6ha
カワウ	42,000千円	-	33,600千円	-
計	79,240千円	10.4ha	63,392千円	8.3ha

※被害金額、面積とも2割の減少を目標とする

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題														
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p><ニホンジカ・イノシシ></p> <p>○平成 20 年度に地元猟友会、NPO 法人を母体として「伊豆市有害鳥獣捕獲隊」を編成。</p> <p>農林業者からの被害報告、捕獲依頼に基づき銃やわなによる予察捕獲を実施。</p> <p>また、平成 23 年度からは、業務として市職員による捕獲も実施。</p> <table border="1" data-bbox="279 622 898 853"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">捕獲数(頭)</th> </tr> <tr> <th>ニホンジカ</th> <th>イノシシ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>742</td> <td>734</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>631</td> <td>944</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>583</td> <td>1,178</td> </tr> </tbody> </table> <p>○「伊豆地域森林鳥獣被害防止対策協議会※」による国有林内での活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センサーカメラによる出没状況調査 ・囲いわなによる誘引捕獲の実施 ・くくりわなの貸出し ・植生調査の実施 <p>※現在は伊豆市鳥獣被害防止対策協議会に統合され、当該協議会が事業を継承している。</p> <p>○わな猟免許取得補助（H27 年度～）</p> <p>わな猟免許取得に係る費用を補助し、捕獲従事者の増加を図った。</p> <p>○わな初心者講習会の開催</p> <p>鳥獣の生態およびわなに関する知識の講義、わなの作り方、仕掛け方、各道具の使い方など、実践的な講習会を開催し、捕獲従事者の確保に努めた。</p> <p><カワウ></p> <p>○銃による捕獲（漁協から猟友会へ委託）</p> <p>平成 11 年から平成 23 年まで函南町日守、伊豆の国市スポーツワールド跡地で実施されていた。平成 28 年からは沼津の瓜島がコロニーと確認され、捕獲を実施。伊豆市内でも大平柿木の養魚場</p>	年度	捕獲数(頭)		ニホンジカ	イノシシ	H30	742	734	R1	631	944	R2	583	1,178	<ul style="list-style-type: none"> ・隊員の高齢化、銃所持者の減少、後継者不足 ・現在のボランティア精神に甘えた猟友会任せの捕獲では今後継続不可能 ・職業ハンターとして雇えるだけの予算確保が必要 ・捕獲従事者の安全確保、負担軽減 ・捕獲個体の最終処分先の確保 ・ニホンジカ、イノシシの生息密度が非常に高いエリアとなっている別荘地等での捕獲推進 ・カワウについては、市内で安全に銃猟を実施できる箇所での捕獲を推進し、銃以外での捕獲方法も検討していく必要がある
年度	捕獲数(頭)															
	ニホンジカ	イノシシ														
H30	742	734														
R1	631	944														
R2	583	1,178														

	にて捕獲を実施。					
	○テグステーブ張り、花火による脅し、かかしによる脅し、巡回監視					
防護柵の設置等に関する取組	○伊豆市有害鳥獣等被害対策事業費補助金（市単独補助）による、農林産物を対象とした侵入防止柵資材費への助成		<ul style="list-style-type: none"> ・柵設置が農家個別の対策となっており、ほ場を連担して広域的に設置していないため、未設置ほ場等への被害が発生している。 ・防護柵の設置、管理方法の不備が見受けられる ・農地を自ら守るという意識付けと被害対策の知識の普及が必要 ・各地域に指導者、リーダーとなる人材がいないと集落ぐるみの対策は進まない 			
	年度	金額 (千円)		延長 (km)		
	H30	4,595		18		
	R1	4,832		17		
	R2	3,626		11		
	○鳥獣被害防止総合対策交付金（国庫補助金）の活用					
	・集落ぐるみで設置する侵入防止柵の資材提供 ※受益者による直営施工が要件					
	年度	実施地区		種類	金額 (千円)	延長 (m)
	H25	茅野		金網柵	1,155	565
	H26	大平柿木		金網柵	2,354	1,242
H27	大平柿木	ワイヤーメッシュ	2,149	1,724		
H29	修善寺	ワイヤーメッシュ	656	432		
H30	大平柿木	ワイヤーメッシュ	2,217	1,436		
	本柿木	ワイヤーメッシュ	2,861	2,026		
R1	茅野	ワイヤーメッシュ	940	1,473		
R2	大平柿木	ワイヤーメッシュ	1,692	1,080		

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

ニホンジカ・イノシシについては、前述の被害軽減目標（現状値からの2割減）を達成するため、従前から鳥獣被害対策の柱としてきた次の4つの方針を継続して実施していく。

①適正な生息数を目指した個体数調整のための捕獲

静岡県が策定した静岡県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（第5期）に基づく市内での管理捕獲や狩猟の実施状況を併せて考え、伊豆市有害鳥獣捕獲隊による年間を通じた被害防止目的捕獲（予察捕獲）、被害の多い地域等では市職員及び伊豆市有害鳥獣捕獲隊からの選抜隊員で構成した伊豆市鳥獣被害対策実施隊による銃やわなによる捕獲を実施していく。わなによる捕獲にあたっては、別荘地やゴルフ場などの被害発生地域への集中的なくくりわなの設置とともに、囲いわなや誘引式首用くくりわななども併せて使用していく。加えて、狩猟免許取得に要する費用の助成や、捕獲技術向上を目的とした講習会の開催等により、新たなわな捕獲従事者の増加を推進していく。その他、銃による捕獲従事者に対して、市の主催により射撃講習会を毎年実施し、安全対策に努める。

②侵入防止柵の設置による物理的な防護

これまでの市単独による侵入防止柵設置に対する助成を継続・拡充していくとともに、国の鳥獣被害防止総合対策交付金、静岡県の農業農村整備事業補助金等を活用し、被害地域に適した防護対策を推進していく。また、伊豆市鳥獣被害対策実施隊の主催により住民向けの研修会を開催し、効果的な対策方法の普及を図り、自らの地を自ら守れる集落づくりを目指していく。

③野生鳥獣生息地の造成

間伐事業や人工林の整備を積極的に実施し、下層植物の再生を促し野生鳥獣の生息地を確保する。また、人の手が入らなくなり荒廃した里山の整備、耕作放棄地の解消を推進し、人家付近での野生鳥獣の棲家を減らしていく。

④野生鳥獣の生態や適正な防護を講じるための対応策の広報・普及

住民の鳥獣被害対策に対する意識啓発を行うため、伊豆市鳥獣被害対策実施隊による各集落での勉強会や集落診断、広報誌の配布を実施していくとともに、「静岡県鳥獣被害対策総合アドバイザー」の活用も検討していく。

カワウについては、分布状況や生態を調査し、より効果的な対策方法を協議し、持続可能な体制づくりをしていく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

「伊豆市有害鳥獣捕獲隊」による被害防止目的捕獲を基本活動として実施し、原則として狩猟期を除き、年間を通じて予察捕獲を実施する。さらに「伊豆市鳥獣被害対策実施隊」により、被害の多い箇所、生息密度の高い箇所における即時・緊急・集中的な捕獲を実施する。また、今後銃所持者が減少する中で、より高度な技術を要しかつ安全な捕獲手法でもあるライフル銃を使用した少人数での銃捕獲も推進する必要があることから、必要に応じ、実施隊員による効率的かつ安全な捕獲手法として、1～2名が小口径ライフルを使用し、止まった状態の動物を狙撃する方法による捕獲を推奨する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 4年度	ニホンジカ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカについては、静岡県が実施する管理捕獲と連携しながら対策を進めていく。 ・伊豆市鳥獣被害防止対策協議会から捕獲資機材を借り受け、伊豆市鳥獣被害対策実施隊による捕獲を実施。捕獲隊による捕獲活動を補完する。 ・農林業者等の捕獲従事者を増加させるため、狩猟免許試験の広報および免許取得費用の一部を助成するとともに、狩猟免許取得者を対象に、より効果的で安全な捕獲方法の講習会を開催する。 ・ICT付の移動組立式囲いわなを活用したニホンジカ、イノシシの捕獲を実施し、現地実証などを踏まえて周辺地域への普及に努める。
	カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携、ねぐら・コロニー調査、捕獲方法の検討、捕獲実施
令和 5年度	ニホンジカ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカについては、静岡県が実施する管理捕獲と連携しながら対策を進めていく。 ・伊豆市鳥獣被害防止対策協議会から捕獲資機材を借り受け、伊豆市鳥獣被害対策実施隊による捕獲を実施。捕獲隊による捕獲活動を補完する。 ・農林業者等の捕獲従事者を増加させるため、狩猟免許試験の広報および免許取得費用の一部を助成するとともに、狩猟免許取得者を対象に、より効果的で安全な捕獲

		<p>方法の講習会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I C T 付の移動組立式囲いわなを活用したニホンジカ、イノシシの捕獲を実施し、現地実証などを踏まえて周辺地域への普及に努める。
	カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携、ねぐら・コロニー調査、捕獲方法の検討、捕獲実施
令和 6年度	ニホンジカ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニホンジカについては、静岡県が実施する管理捕獲と連携しながら対策を進めていく。 ・ 伊豆市鳥獣被害防止対策協議会から捕獲資機材を借り受け、伊豆市鳥獣被害対策実施隊による捕獲を実施。捕獲隊による捕獲活動を補完する。 ・ 農林業者等の捕獲従事者を増加させるため、狩猟免許試験の広報および免許取得費用の一部を助成するとともに、狩猟免許取得者を対象に、より効果的で安全な捕獲方法の講習会を開催する。 ・ I C T 付の移動組立式囲いわなを活用したニホンジカ、イノシシの捕獲を実施し、現地実証などを踏まえて周辺地域への普及に努める。
	カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携、ねぐら・コロニー調査、捕獲方法の検討、捕獲実施

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>ニホンジカについては、被害防止目的捕獲に加え、静岡県による管理捕獲も被害防止目的となっており、静岡県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ（伊豆地域）（第5期））の年度ごとの目標捕獲頭数を参考とし、直近3ヶ年の有害鳥獣捕獲実績、被害の実情を総合的に勘案する。イノシシについては個体数を推定する実用的な方法が確立しておらず、静岡県特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）（第3期）においても、明確な捕獲頭数目標が設定されていないことから、直近3ヶ年の有害鳥獣捕獲実績、被害の実情、目撃・出没情報を総合的に勘案する。</p> <p>捕獲場所については、市内全域で被害が発生していることから、国有林、鳥獣保護区を含む伊豆市一円を対象区域とする。</p> <p>なお、伊豆市有害鳥獣捕獲隊による捕獲活動にあたっては、各地区の地理や野生鳥獣の生息状況に精通した班単位の設定とし、市内を旧町の区域と国有林の5地区に分割する。</p> <p>①旧修善寺町 ②旧土肥町 ③旧天城湯ヶ島町（国有林を除く） ④旧中伊豆町（国有林を除く） ⑤国有林</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニホンジカ	4,000頭	4,000頭	4,000頭
イノシシ	1,000頭	1,000頭	1,000頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p><伊豆市有害鳥獣捕獲隊></p> <p>①捕獲方法 銃器、わなによる予察捕獲</p> <p>②実施箇所 市内全域（鳥獣保護区を含む、わなについては5地区に分割）</p> <p>③実施時期 狩猟期間を除く通年（ただし、別途実施される県の特定鳥獣保護管理計画に基づく「管理捕獲」との重複実施はしないよう実施時期を調整する。）</p> <p><伊豆市鳥獣被害対策実施隊></p> <p>①捕獲方法 銃、わなによる予察、対処捕獲（主に中型獣）</p> <p>②実施箇所 市内全域（鳥獣保護区を含む）</p> <p>③実施時期 通年</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>散弾銃では仕留められない距離での捕獲の際にライフル銃が必要となる。ライフル銃の使用については、使用者に対し、十分な実技訓練等を実施し、安全確保を徹底する。</p> <p>ライフルによる捕獲時期については、安全確保のため、多数の狩猟者が入る猟期を除く期間（4月から10月）とし、捕獲場所については、森林皆伐地等の見通しが良く安全が確保できる箇所とする。</p>

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
伊豆市内	ニホンジカ・イノシシについては、権限移譲済みである。

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニホンジカ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度から市単独で実施している農林業者への侵入防止柵設置に対する助成を継続（年間目標 10km） 鳥獣被害防止総合対策交付金（国庫補助）等、補助事業を活用した侵入防止柵の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度から市単独で実施している農林業者への侵入防止柵設置に対する助成を継続（年間目標 10km） 鳥獣被害防止総合対策交付金（国庫補助）等、補助事業を活用した侵入防止柵の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度から市単独で実施している農林業者への侵入防止柵設置に対する助成を実施（年間目標 10km） 鳥獣被害防止総合対策交付金（国庫補助）等、補助事業を活用した侵入防止柵の設置

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	ニホンジカ イノシシ	<p>集落住民向けに鳥獣被害対策の研修会を開催し、集落単位での緩衝帯の整備、侵入防止柵の設置、放任果樹の撤去、野生鳥獣の特性とその防護策等の正しい知識を普及させ、集落全体で同じ方向を向くように努める。</p> <p>補助事業等で設置された侵入防止柵については、現地確認によって判明した不備や適正な管理方法を設置者に通知するなど、防護効果を最大限発揮できるよう指導する。</p> <p>この他、多面的機能支払交付金（国庫補助）を活用し、侵入防止柵の設置・更新・保守管理、遊休農地の有効利用や緩衝帯の整備による鳥獣の潜み場の解消、加害獣の追い上げ・追い払い活動に対する支援を実施する。</p>
令和5年度	ニホンジカ イノシシ	<p>集落住民向けに鳥獣被害対策の研修会を開催し、集落単位での緩衝帯の整備、侵入防止柵の設置、放任果樹の撤去、野生鳥獣の特性とその防護策等の正しい知識を普及させ、集落全体で同じ方向を向くように努める。</p> <p>補助事業等で設置された侵入防止柵については、現地確認によって判明した不備や適正な管理方法を設置者に通知するなど、防護効果を最大限発揮できるよう指導する。</p> <p>この他、多面的機能支払交付金（国庫補助）を活用し、侵入防止柵の設置・更新・保守管理、遊休農地の有効利用</p>

		や緩衝帯の整備による鳥獣の潜み場の解消、加害獣の追い上げ・追い払い活動に対する支援を実施する。
令和 6年度	ニホンジカ イノシシ	<p>集落住民向けに鳥獣被害対策の研修会を開催し、集落単位での緩衝帯の整備、侵入防止柵の設置、放任果樹の撤去、野生鳥獣の特性とその防護策等の正しい知識を普及させ、集落全体で同じ方向を向くように努める。</p> <p>補助事業等で設置された侵入防止柵については、現地確認によって判明した不備や適正な管理方法を設置者に通知するなど防護効果を最大限発揮できるよう指導する。</p> <p>この他、多面的機能支払交付金（国庫補助）を活用し、侵入防止柵の設置・更新・保守管理、遊休農地の有効利用や緩衝帯の整備による鳥獣の潜み場の解消、加害獣の追い上げ・追い払い活動に対する支援を実施する。</p>

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

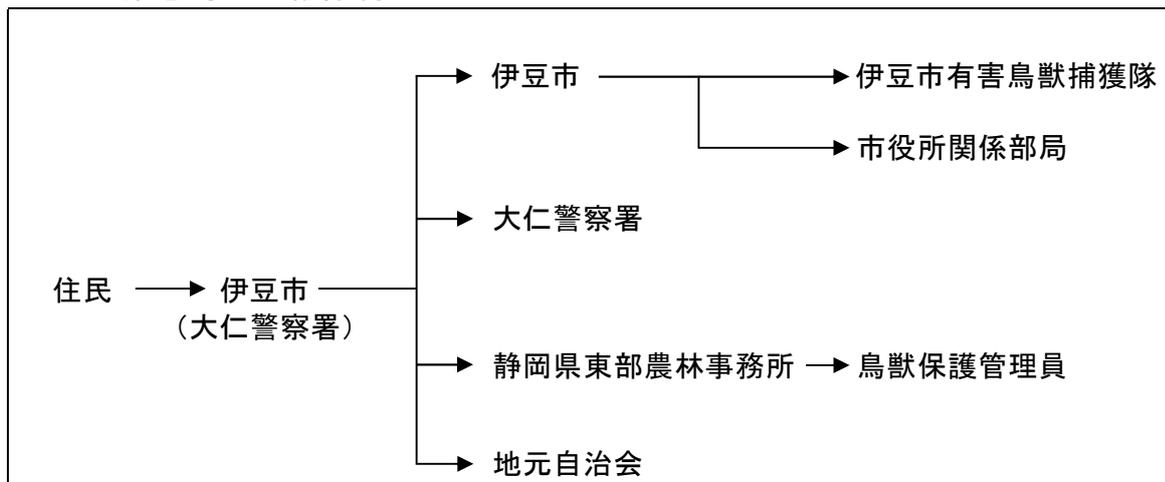
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大仁警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○住民からの通報に基づく現場状況確認 ○静岡県や伊豆市から出動要請があった場合の現場への警察官の派遣 ○現場状況に応じて、警察官職務執行法第4条に基づく避難等の措置の実施
静岡県東部農林事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○住民からの通報に基づき、関係機関（大仁警察署、伊豆市、鳥獣保護管理員等）との連絡調整、対応方法の協議 ○田方猟友会員、鳥獣保護管理員への協力要請と捕獲等対応依頼
伊豆市有害鳥獣捕獲隊	<ul style="list-style-type: none"> ○伊豆市からの出動要請に基づく現場状況の把握 ○捕獲、追払いの実施
伊豆市	<ul style="list-style-type: none"> ○住民からの通報に基づく現場状況確認 ○関係機関（大仁警察署、静岡県、鳥獣保護管理員、市役所関係部局等）との連絡調整、対応方法の協議 ○伊豆市有害鳥獣捕獲隊への出動要請 ○地元自治会への注意喚起、避難誘導の協力依頼 ○教育委員会、健康福祉部を通じて、近隣小学校、中学校、幼稚園、保育園等への情報提供・注意喚起と避難誘導の協力依頼
地元自治会	<ul style="list-style-type: none"> ○住民からの通報に基づく伊豆市および大仁警察署へ

	<p>の連絡</p> <p>○住民への情報提供・注意喚起</p> <p>○住民の避難誘導</p>
--	--

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体は、伊豆市食肉加工センター「イズシカ問屋」および民間事業者が運営する市内の食肉加工処理施設に搬入するか、捕獲者の自家消費或いは山中埋設または、平成 29 年度に設置した減容化処理施設で捕獲個体の処理を円滑に進める。

<伊豆市食肉加工センター「イズシカ問屋」>

1 目的

伊豆市では、ニホンジカ・イノシシの被害対策として年間を通じて捕獲を推進していたが、食肉として利用されるのはわずかであったことから、「命あった動物を最大限に有効利用することが大切である」と考え、平成 23 年 4 月 1 日、公設公営によりイズシカ問屋の稼働を開始した。

イズシカ問屋の開設により、「イズシカ」「イズシシ」として伊豆市の新たな特産物とすることを目指す。また、個体の買い取りにより、捕獲者の意欲向上および・処分に係る負担軽減につなげる。

2 処理工程

(1) 概要

厚生労働省「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」および国産ジビエ認証の基準を遵守し、さらに電解水での洗浄や熟成などの独自の処理を加え、高品質な食肉の生産に努めている。

(2) 搬入

個体の重量や状態に応じて、ニホンジカ・イノシシ1頭あたり 8 千円～1万4千円を捕獲者へ支払う。また、搬入個体ごとに番号を付し、トレーサビリティを実施。

(3) 剥皮

電動ウインチを使って皮を剥く。衛生的でスムーズに作業が行なえるだけでなく、皮は革製品の原材料として利用するため、刃物の傷がつかないメリットもある。

(4) 洗浄・殺菌

電解水（アルカリ水・酸性水）を用いて、強力な洗浄と殺菌を施す。

(5) 熟成

7～10日熟成庫に貯蔵し、旨みを閉じ込め、柔らかい肉へ仕上げる。

(6) 急速冷凍

-30℃のアルコール液で急速冷凍し、熟成でできた旨みを閉じ込める。

(7) 金属探知

金属探知機に通し、体内に残った銃弾を検査する。

3 稼動状況（年間処理能力 800 頭）

(1) 搬入実績

区 分		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
処理 頭数	ニホンジカ	422	602	708	600	820	957	994	834	836	917
	イノシシ	37	147	68	105	90	194	95	202	144	194
	合計	459	749	776	705	910	1,151	1,089	990	980	1,111
稼働率(%)		57.4	93.6	97.0	88.1	113.8	143.9	136.1	123.8	122.5	138.9

(2) 収支実績（単位：千円）

① 収入

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
食肉販売	4,949	6,998	7,033	9,437	13,642	16,985	19,824	18,798	19,878	19,978
ペットフード販売			524	1,072	1,827	3,480	6,910	6,895	6,385	8,780
皮販売			20	34	94	105	95	45		82
角販売					93	173	50	78		50
加工品販売						188	227		29	4
補助金						3,760	1,600	2,673	1,089	1,827
商品送料						31	368	339	504	767
合 計	4,949	6,998	7,577	10,543	15,656	24,722	29,074	28,828	27,885	31,488

②支出

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
原材料費	3,800	6,568	6,720	6,158	7,914	9,405	9,220	8,666	8,127	9,027
産廃処分費	2,809	4,831	5,785	7,146	5,650	5,992	4,581	262	951	638
人件費	5,368	8,753	14,728	13,664	15,715	17,406	17,896	16,272	14,564	15,901
水道光熱費	982	1,371	1,829	1,991	2,184	2,115	2,467	3,522	3,728	3,681
施設増設工事			6,668				41,494			0
その他	3,051	2,425	3,190	3,388	4,596	5,044	5,013	7,069	6,145	5,039
合 計	16,010	23,948	38,920	32,347	36,059	39,962	80,671	35,791	33,515	34,286

③収支

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
収 支	△11,061	△16,950	△31,343	△21,804	△20,403	△15,240	△51,597	△6,963	△5,630	△2,798

※H25年度…冷凍庫増設工事を除くと△24,675千円

※H29年度…減容化処理施設工事を除くと△10,106千円

4 課題

(1) 食肉販売

- ・ニホンジカは歩留りが15%程度と悪く、大きな利益を生み出すことが難しい。食肉にできない細かいスジ肉や内臓についてもペットフードとして利用しているが、限界がある。
- ・現在、部位により販売量に大きな差があり、価格の改定を考えているが、基準となる全国的な価格がなく、価格設定に苦慮している。

(2) 皮、角などの副産物利用

- ・発注に応じてシカ皮の販売をしているが、一部にとどまっている。原因としては、シカ皮をなめす技術を有する業者が少ないため費用が高く、結果として革製品もかなり高価なものとなり、需要は伸び悩んでいる。
- ・角は1つ1つ形が異なる上、個々の価値観に委ねられる部分が大きく、適正な価格を付けることが難しい。今後、入札等の実施により適正価格を見極めていく。

(3) 人材の確保

- ・シカ、イノシシの解体および精肉作業は、特殊な技術を要するため人材の確保が難しい。今後、施設を継続的に稼働していくためにも若い人材の育成が必須である。

(4) 受入の限界

- ・シカ、イノシシの捕獲数は年々増加傾向にあり、搬入頭数も増えている。食肉庫加工施設および減容化処理施設の処理容量を超えた場合にやむを得ず搬

入を断るケースもあるが、本来の目的である有効利用、捕獲者の負担軽減のため、可能な限り受け入れる方法を検討しなければならない。

5 目標

収支実績は稼働開始以来、赤字となっているが、食肉販売やペットフード販売の売上増加、残さ処分費も縮小等により年々収支改善されている。今後も、獣害対策としての施設の目的を果たしながら、収支改善を図っていく。

<減容化処理施設>

1 目的

野生鳥獣による被害軽減のためには、さらなる捕獲圧をかける必要があるが、捕獲者の減少・高齢化により、増大する捕獲要請に応えうる余力が乏しく、また、食肉加工センターでの受け入れ頭数にも限界がある。

このため、捕獲個体を減容化処理施設で受け入れることにより、捕獲者の負担軽減および捕獲意欲の向上を図り、捕獲頭数の増加および被害の軽減を目指す。

2 処理工程

炭化チップと微生物を混ぜ合わせ、水分と熱を加えて処理床を作る。その中へ個体を丸ごと、または食肉加工の過程で排出された残渣を投入し、分解・減容化する。

3 処理量

区分	頭数	備考
伊豆市内年間捕獲頭数	5,000	有害捕獲、管理捕獲、狩猟の合計頭数
イズシカ問屋搬入	800	年間計画処理頭数
自家消費	1,260	4,200頭×30%（捕獲者聞取り）
埋設	2,940	4,200頭×70%（捕獲者聞取り）

・処理個体の平均重量 40kg

・処理能力 150kg/日×稼働日数 350日＝年間の処理可能重量 52,500kg
52,500kg÷40kg＝1,312頭分

・埋設 2,940頭のうち、処理機投入の割合 45%を目標とする

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

- ・伊豆市食肉加工センターで直接販売はせず、市内を中心とした各精肉店に卸売していく。
- ・シカ、イノシシの皮や角の利用に特化した技術者の育成・派遣等の活用を検討する。
- ・ジビエPRに係る研修会開催等の取り組みにより、ジビエ利用の拡大を進める。

(年間販売額の目標) ※食肉、ペットフード、皮、角、販売の合計

区分	現状値(令和2年度)	目標値(令和6年度)
シカ・イノシシ	28,894千円	31,783千円

※1割の増加を目標とする

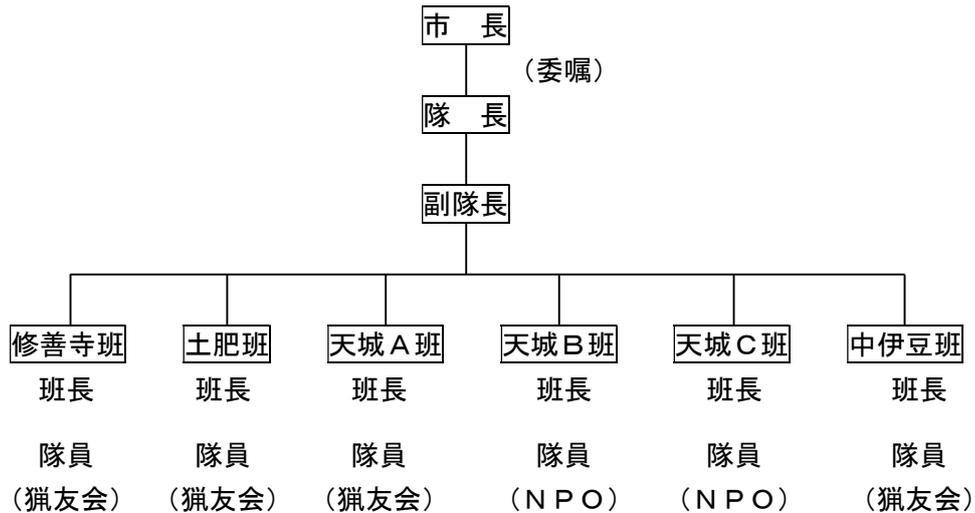
- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
- 2 処理加工施設を整備した場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	伊豆市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
伊豆市	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整を行なう。
伊豆市農業委員会	鳥獣被害対策を行い、鳥獣被害関連情報の提供を行なう。
伊豆市有害鳥獣捕獲隊※	有害鳥獣捕獲活動および有害鳥獣関連情報の提供を行なう。
伊豆の国農業協同組合	組合員との連絡調整および鳥獣被害対策の普及・指導を行なう。
伊豆市農業振興会	鳥獣被害対策および鳥獣被害関連情報の提供を行なう。
静岡県東部農業共済組合	農業被害実態の把握と情報提供を行なう。
伊豆市椎茸組合	組合員と連携し、鳥獣被害対策を行なう。
天城湯ヶ島山葵組合	組合員と連携し、鳥獣被害対策を行なう。
中伊豆山葵組合	組合員と連携し、鳥獣被害対策を行なう。
土肥山葵組合	組合員と連携し、鳥獣被害対策を行なう。
土肥柑橘生産組合	組合員と連携し、鳥獣被害対策を行なう。
伊豆市部農会	鳥獣被害対策および鳥獣被害関連情報の提供を行なう。
鳥獣保護管理員	鳥獣保護及び管理に関する業務および情報提供を行なう。
田方森林組合	組合員と連携し、森林整備および鳥獣被害関連情報の提供を行なう。

※伊豆市有害鳥獣捕獲隊の構成



- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
伊豆森林管理署	国有林に関する情報の提供、鳥獣被害防止技術の情報交換等を行なう。
静岡県東部農林事務所	鳥獣被害関連情報の提供を行なう。
静岡県農林技術研究所	アドバイザーとして鳥獣被害対策に係る助言を行なう。
市内有害鳥獣取扱い業者	捕獲個体の有効活用のため、個体の受け入れおよび処理加工・販売等を行なう。
狩野川漁業協同組合	捕獲体制の整備・協力を行なう。今後、協議会の構成員としての加入も検討する。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 29 年 4 月 1 日に伊豆市鳥獣被害対策実施隊を設置。委嘱した伊豆市有害鳥獣捕獲隊からの選抜隊員と伊豆市職員で構成する。
 市の統率の下、被害箇所での捕獲対応、効率的な捕獲方法の普及活動や研修会の開催、各集落での防護対策の指導助言等、鳥獣被害防止対策に関わる活動を行う。

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

事業が市の鳥獣被害対策の核となり、被害の実情に応じて情報共有と施策が迅速かつ的確に実施できるよう、加入構成機関の増減を含め、協議会を充実させるための検討を行い、必要に応じて改正していく。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

○捕獲者が減少する中、捕獲目標数の達成は重要課題であるが、農林水産物、生態系、生活環境に被害をもたらす鳥獣をいかに効率的に捕獲するかが重要である。そのため、以下の方策を推進していく。

- ・捕獲実施箇所、被害箇所、生息域、目撃情報を可視化するなど、数値ではなく面で把握できるようGIS等を利用した情報把握を行う。
- ・この結果、生息域のうち比較的捕獲圧が低い箇所を洗い出し、重点的な捕獲を実施する。
- ・巻き狩りを中心とした銃猟に加え、適地での箱わな・囲いわなによる誘引捕獲や、集中的なくくりわなの設置など、効率的な捕獲方法を検討し、実施する。

○鳥獣被害対策にあたっては、集落単位での面による防護が重要である。そのため、以下の方策を推進していく。

- ・ニホンジカ、イノシシの生態と特徴、効果的な侵入防止柵の設置について、市民への知識の普及を図る。
- ・集落単位で集落診断を実施するなど、防護の重要性と地形や特性にあった防護手段の普及を図る。
- ・センサーカメラを活用した調査を積極的に実施し、加害鳥獣の特定、行動特性に応じた捕獲、防護対策を講じていく。

○県内で不適切な電気柵の設置による感電事故が発生した事案を受け、安全確認のための正しい知識の普及や注意喚起等を関係機関と連携して行う。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。